

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知についての Q & A

令和 5 年 9 月作成

Q 助成金の終了に伴い新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が終了した後は、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関するストレスで母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に母性健康管理措置の対象とならないのか。

A 助成金が終了することに伴い、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「指針」という。）に定める「新型コロナウイルス感染症に関する措置について」の規定については失効するものの、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクに起因する不安、不眠、落ち着かないなどの症状について母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等が妊娠中の女性労働者に指導を行った場合には、母性健康管理措置に基づき、事業主は引き続き時差通勤、勤務時間の短縮、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講じなければならないことについて変わりない。

【参考】妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成九年労働省告示第百五号)(抄)

## 2 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

### (1) 妊娠中の通勤緩和について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師(以下「医師等」という。)により通勤緩和の指導を受けた旨の申出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から通勤緩和の申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

### (2) 妊娠中の休憩に関する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、当該女性労働者の作業等が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申出があった場合には、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から休憩に関する措置についての申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

### (3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中又は出産後の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。